

## 萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、萩市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 萩市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 萩市に住所を有し、萩市立の中学校に在籍する生徒が加入していること。
- (3) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (4) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (5) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (6) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (7) 適切な運営体制が確保されていること。
- (8) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、萩市認定地域クラブ活動認定要件確認書(別記第2号様式)により判断する。

3 第1項第5号に関する指導者の登録及び研修等については、「萩市認定地域クラブ活動指導者バンク設置要綱」に基づき実施するものとする。

る。

(認定申請)

第3条 萩市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、萩市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(別記第1号様式)(以下「誓約書兼申請書」という。)、萩市認定地域クラブ活動認定要件確認書(別記第2号様式)及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を萩市教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 萩市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 萩市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 萩市教育委員会が自ら地域クラブ活動の実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「萩市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 萩市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、萩市認定地域クラブ活動認定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 萩市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、萩市認定地域クラブ活動不認定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 萩市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 萩市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに萩市認定地域クラブ活動変更の届出書（別記第5号様式）により萩市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 萩市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに萩市認定地域クラブ活動休止の届出書（別記第6号様式）により萩市教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 萩市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに萩市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（別記第7号様式）により萩市教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 萩市教育委員会は、萩市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 萩市認定地域クラブ活動の実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 萩市教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、萩市認定地域クラブ活動認定取消通知書（別記第8号様式）により、萩市認定地域クラブ活動の実施主体に通知するものとする。

(萩市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 萩市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等

により、萩市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(萩市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 萩市教育委員会は、萩市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進  
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年度末までの間は、萩市教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、第4号、第6号又は第7号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。